平成２２年（フ）第２７６号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５－２－306
債務者　青木　国子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９２号
埼玉県川越市大字笠幡1939番地35、前住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目15番18号　パインヒルＣ―102号
債務者　遠藤　洋一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９３号
埼玉県川越市大字笠幡1939番地35、前住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目15番18号　パインヒルＣ―102号
債務者　遠藤美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県飯能市東町３番２号　メゾンエース201
債務者　田部　雅一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０２号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1790番地１　ユ―ミ―Ａ102号室
債務者　関口　芳浩
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０９号
埼玉県川越市田町３番地８　ウィンサムハイツ411号室、前住所東京都大田区南蒲田３丁目10番10―405号
債務者　下重　優希
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市上新井３丁目53番地の３　ストークマンション富士305
債務者　米満　里美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１４号
埼玉県川越市大字的場2394番地12
債務者　吉田　靖子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１８号
埼玉県入間市大字南峯39番地15
債務者　臼井　美之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２４号
埼玉県入間市大字下藤沢332番地52　ボナール１Ｆ―Ｄ
債務者　福里　富夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７０号
新潟市中央区網川原１丁目５番２号
債務者　塚野アヤ子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
岐阜県中津川市坂下2841番地６　高部団地51―１
債務者　氷室美由紀
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６６号
静岡県駿東郡清水町徳倉1605番地の35　大村荘101
債務者　川野　正人
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
京都府亀岡市篠町柏原川原垣内16番地19
債務者　河本　　健
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
京都府舞鶴市字市場59番地
債務者　近藤　義春
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
大阪市東住吉区南田辺５丁目12番29号　メゾン・ラフォーレ２―Ｄ
債務者　高杉　　健
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８４号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―316号
債務者　村上　真美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部